

業務指示書

タイ国産業人材育成ニーズに関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月11日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこことにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（〇）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者について、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（〇）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業人材育成に係る調査の経験

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 10 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とするとは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／産業人材ニーズ・民間連携分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：産業人材育成
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 大学一ポリテク連携・产学連携分析】

- 1) 類似業務の経験：产学連携
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月14日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d'Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(THB1 = 2.9541 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム（<http://jica.webex.com/>）

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

(注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／産業人材ニーズ・民間連携分析

大学－ポリテク連携・产学連携分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.20 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月26日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
タイ国産業人材育成ニーズに関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本条件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／産業人材ニーズ・民間連携分析	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 （今回は評価の対象としません）	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 大学－ポリテク連携・産学連携分析	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

タイ国は経済発展により一人当たり GDP が 6,000 ドルを超え、「中所得国」としての歩みを進めている。他方、失業率が 1 %未満であることに加え、近い将来に少子化による労働力人口の減少が見込まれるなか、このまま既存の組立産業を中心とした労働集約産業に頼った成長を続けた場合、いわゆる「中所得国の罠」に陥るおそれがある。

こうした事態に対応して、更なる経済的飛躍を遂げるため、タイ政府は、研究開発事業、高度技術を要する知識集約的産業の集積を目指し、産業別に投資恩恵を付与する「クラスター政策」の導入といった産業高度化に向けた政策を打ち出し、特に高度技術を使用する産業や次世代産業のための 6 つのクラスター（①自動車・自動車部品クラスター、②電気・電子機器及び電気通信機器クラスター、③環境に配慮した石油化学及び化学品クラスター、④デジタルクラスター、⑤フードイノポリス、⑥メディカルハブ）を「スーパークラスター」（2015 年 9 月：タイ投資委員会が発表）と定めた。

一方で、こうした施策が真に効果を發揮し、タイが産業高度化を達成するためには、インフラ整備、研究開発投資と並び、現地の産業人材育成が不可欠である。現在タイに進出している日系企業数は約 5,000 社とも言われているが、エンジニア、マネジメント人材、研究者等の各場面で産業を支える人材が不足するなかで、タイが更なる経済的飛躍を遂げるためには、こうした人材の育成に力を入れていくことが重要である。

日本政府は、2015 年 11 月に行われた ASEAN 首脳会議において、今後 3 年間で 4 万人の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表した。在タイ日本大使館においては、JICA タイ事務所の協力のもと、2016 年 3 月及び 6 月に「人材育成円卓会議」を開催し、今後の日タイ人材育成協力の方向性及び具体的施策を「日タイ人材育成協力イニシアティブ」として取りまとめ、タイ政府に提案し、日タイの産官学の有識者との情報共有・意見交換を行った。本イニシアティブは、①タイの産業高度化への貢献、②産業界の真のニーズに働きかけること、③製造業に従事する人材を質・量ともに向上させること、④（民間企業による）高等教育機関への投資を促進すること、⑤タイを ASEAN 諸国の人材育成のハブにすることを基本概念としている。

また、人材育成円卓会議に先立って、JICA タイ事務所では、2016 年 2 月から 3 月にかけて、タイの産業人材育成に係る政策のレビュー、主要工科系大学や高専・技術短大の現状及び課題の把握を目的とした調査を実施した。その結果、①産業界が求めている人材（特に技術系）が質・量ともに不足していること、②技術系人材の供給先である高等教育機関と産業界の連携の弱さ、③技術大

学・高専における教員の質の問題、④一部の工科系大学を除き、カリキュラムが実践的ではなく、結果的に修了生のレベルと産業界が求めるスキルにギャップがあること等が確認された。

こうした状況の下、日タイ政府及び関係機関は、現在、タイの産業界が必要としている工学系人材の育成を図るため、日本のものづくりの経験、知識を活かした実践的な技術者教育に係る協力案を協議しているところである。具体的には、①タイの職業高校・高専・技術短大を対象とした、製造業が現場で必要とするプラクティカル・エンジニアの育成、そして、②タイの工学系大学を対象とした、産業高度化に不可欠な研究開発もしくはデザイン開発ができるイノベーティブ・エンジニアの育成を目的に、JICAのスキームを有機的に取り入れた案系の形成を検討している。

これを受け、企業及び教育機関の視点から、タイの産業人材育成が抱える課題を整理・分析し、効果的な案件形成に不可欠な日本側のリソースの把握、そして民間企業のニーズを確認する必要性から、情報収集・確認調査を実施することとなった。

2. 業務の目的

本調査は、日タイ政府及び関係機関が進めている案件形成に係る協議に対して、協力案のより具体的なプログラム案（構成要素）を検討・提案することを目的としている。

3. 対象地域

タイ全土

4. 業務の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

（1）調査のスコープ

本調査では、タイの産業高度化（特にタイ政府が提唱するスーパークラスター政策の分野）に資する産業人材育成に係る関係省庁、タイの工学系高等教育機関、技術教育機関、日本の工科系大学、高専、関連企業等を主な調査対象とする。具体的な分野については、現在タイ政府と協議中であるが、タイの産業構造及び日系企業の集積の程度を鑑み、自動車産業と電気・電子機器を想

定している。

尚、具体的なヒアリング実施機関については、JICA タイ事務所及び関係部と相談の上、決定する。現地調査では、大学・企業・学生に対するアンケート調査・ヒアリング調査を想定している。アンケート調査のサンプル数は大学 300、企業（業界団体や商工会議所等も含む）300、学生 300 であり、ヒアリング調査のサンプル数は大学 50、企業 100、学生 100 を想定している。

（2）協力案の検討・提案

「1. 業務の背景」にある通り、現在、日タイ両政府の間で、タイの産業人材育成のための案件形成に係る協議が進行中であることから、本調査を実施するに当たり、適宜、最新情報を JICA タイ事務所より入手すること。また協議の進捗に応じて、ヒアリング対象機関及び調査項目を柔軟に変更することが必要となる。

6. 業務の内容

（1）調査の工程

1) 国内事前準備

- ① 業務計画書（和文）を作成する。
- ② 既存の文献のレビュー及び関係者や企業へのインタビューで収集した情報を整理・分析する。
- ③ タイの産業人材ニーズの需要と供給のギャップの原因分析およびその問題の構造化を検証する。
- ④ タイの産業高度化に向けた仮説の設定及び同仮説を踏まえた産業人材育成における仮説を検討する。
- ⑤ インセプション・レポート（和文・英文）を作成・提出する。
- ⑥ タイ側及び日本側関係機関に対する質問票を作成する。
- ⑦ 現地調査実施体制の構築に向けて必要な準備と調整を行う。
- ⑧ 調査団事前打ち合わせ、対処方針会議等に出席し、出席者のコメントに基づき調査項目を更新する。

2) 現地調査

本調査では、現地調査を 2 回予定している。

（第一次現地調査：2016 年 11 月頃を予定）

- ① JICA タイ事務所及び在タイ日本大使館と調査内容及び調査方針について協議する。
- ② プロポーザルにて提案した現地調査実施体制に基づき、関係機関との会合を設定し、調査内容及び調査方針を説明する。
- ③ タイ側関係機関にインセプション・レポートを説明する。

- ④ 先行調査で抽出された課題の原因分析及び追加項目の調査・分析（項目については「6.（2）調査項目」を参照）

（第二次現地調査：2017年1月中旬頃を予定）

- ① 現在検討中の協力案に対して、第一次現地調査及び国内調査の結果に基づき、協力案の具体的なプログラム案（構成要素）を検討・提案する。その際、次の項目について具体的な協力の可能性を検討すること：タイ側対象大学、日本側のリソース、カリキュラム・シラバス、機材、産学連携、ネットワーク・アライアンス、資格、民間企業の取り組み方法、ビジネスインキュベーションの設立、共通学位プログラムの導入、技術短大からの編入制度の実効性アップ、現在民間企業で働いている社会人に対する社会人教育・研修の改善等。
- ② ①で取りまとめた協力案を、JICA タイ事務所及び本部関係部と協議し、必要に応じて修正する。また、関係者を集めた現地セミナーを開催し、協力案の説明、意見交換を行う。
- ③ ②のコメントを踏まえ、協力案を修正し、再度、JICA タイ事務所及び関係部と協議する。

3) 国内調査

- ① 日タイ産業人材育成協力イニシアティブを実施する上で必要な日本側のリソースを確認すべく、日本の工学系大学・高専、高専機構等の関係機関や企業から情報収集を行う。（項目については「6.（2）調査項目」を参照）
- ② 第一次現地調査及び国内調査終了後、速やかにドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA へ提出する。

4) 国内とりまとめ作業

第二次調査終了後、速やかに、関係部からのコメントを反映したファイナル・レポートを作成する。帰国報告会を開催し、関係者に報告する。

（2）調査項目

主な調査項目は、下記を想定している。ただし、タイ事務所及び関係機関と協議の上、必要に応じて適宜、修正・追加する。

- 1) タイの産業人材ニーズの需要と供給のギャップの原因分析及びその問題の構造化の検証
- ① タイにおける産業人材の需要と供給のギャップの現状のレビュー及び原因分析
- ② （需要と供給のギャップがスキルにある場合）企業が求めるスキルと高専・技術短大が輩出する人材のスキルギャップの分析と具体的な解

決策の考察

- ③ 人材の需要と供給のギャップ解消に向けたこれまでの取組み事例
 - ④ これまでの取組み事例における課題と改善策
- 2) タイの教育的側面からの課題の整理と分析
- ① タイの高等教育機関において产学連携を進める上での課題の抽出・分析、具体的な解決策（例：ネットワークの形成、民間企業－学生のマッチメイキング、大学・ポリテク間のアライアンス形成等）の考察
 - ② 工学系大学院（修士・博士）の研究内容の特徴（例：泰日工業大学や代表的な工科系大学院を例に日本からの協力が求められている分野の検証）
 - ③ 大学・技術短大における民間資金導入の現状把握と原因分析ならびに可能性の検証（例：企業にとって共通インフラとなりうる設備・実験器具を大学等に設置する可能性、研究助成、寄付講座等）
 - ④ タイにおける社会人教育の現状と更なるキャリアパスのための提言
 - ⑤ タイ工業界組織（タイ工業連盟、工業団地公社等）との連携の可能性や個別企業の取り込みの方法
 - ⑥ エンジニアという職業の状況の確認（例：工学系大学の大学生、新卒エンジニア及び工学系大学卒で製造業に就職していない新卒者に対する意識調査）
 - ⑦ タイにおけるエンジニアのステータス向上に向けた提言（例：APECエンジニアへのタイ人登録者数の周辺国との比較を通し、タイ人エンジニアの流動性や国際競争力を分析）
 - ⑧ 検討する協力案の実施機関となりうる現地大学・高専・技術短大の現状や指導能力等の確認
 - ⑨ 検討する協力案で想定される施設・機材等
- 3) 日タイ産業人材育成協力プログラムに資する日本側のリソースの確認
- ① 日本における民間企業と大学・高専との連携事例（特に実践的エンジニアの養成に長けている大学）や高等課程をもつ企業内学校の取組み例）
 - ② 日本の大学・高専による産業人材育成の優良事例
 - ③ 日タイ産業人材育成プログラムに対する日本側のリソース（協力可能な大学・高専）の確認
 - ④ 日本側のリソースが日タイ産業人材育成プログラムに協力する上でのインセンティブ、キャパシティ、具体的な協力内容
 - ⑤ 日本への留学・研修が産業人材育成の機会となるための具体的なプロ

グラム案

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

このうち（3）を最終成果品とする。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関等との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

（1）インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：契約締結後 15 日以内

部 数：和文・英文 3 部（簡易製本）及び電子データ

（2）ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果（ドラフト）

提出時期：2017 年 1 月中旬

部 数：和文・英文 3 部（簡易製本）及び電子データ

（3）ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果（最終成果物）

提出時期：2017 年 2 月中旬

部 数：和文・英文 5 部（要約版、製本）及び電子データ

（4）その他の提出物

（ア）収集資料

契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式を提出する。

（イ）議事録

先方政府や関係機関との協議概要を協議議事録（Minutes of Meeting）

にとりまとめ、速やかに JICA に提出する。

（5）その他報告書作成にあたっての留意事項

- 各調査報告書は、その内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 各調査報告書は、その内容の要点を記載した要約を添付すること。
- 各調査報告書は、先方政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、当該分野の経験・知識を持つネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。
- 報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

- 報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2016年11月上旬より業務を開始し、2017年2月下旬の終了を目指とする。

尚、ファイナル・レポート（最終成果品）の提出は、2017年2月中旬とする。

想定する業務工程案は以下のとおり。

項目	時期		2016年			2017年		
	11月	12月	1月	2月	3月			
業務計画書	▼							
インセプション・レポート	▼							
第一回現地調査		■■■■■						
国内作業			■■■■■					
ドラフト・ファイナル・レポート				▼				
第二回現地調査				■■■				
国内作業					■■■			
ファイナル・レポート						▼		

2. 業務量目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

約8M/M（国内4M/M、現地4M/M）

(2) 業務従事者構成（案）

ア) 総括/産業ニーズ・民間連携分析（1号）

イ) 大学—ポリテク連携・产学連携分析（3号）

ウ) 工学教育・技術教育分析・国内リソース調査

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容および業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由および人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 対象国の便宜供与

本調査はJICAの責任において実施するものであることから、相手国からの特

別な便宜供与を予定していない。ただし実施に当たり、JICA タイ事務所から主要な調査対象機関に対し、調査内容・実施のスケジュール等を通知し、初回のアポイント取り付けの支援を行い、円滑な調査実施のための協力をを行うものとする。

4. 配布資料

以下の資料を業務指示書と共に配布する。

- Data Collection Survey on Industrial Human Resource Development in Thailand
(2016 年 2-3 月 JICA タイ事務所実施)
- 日タイ産業人材育成協力計画（案）（JICA タイ事務所作成）

5. 現地再委託

本業務においては、現地再委託は想定していないが、現地調査補助員の傭上を認める。ただし、現地再委託することにより業務の効率、制度、質などが向上すると考えられる場合、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルに提案するとともに、必要経費を見積もりに含めること。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。